

平成 29 年第 1 回宮崎市議会（3 月定例会）

提出案件一覧

1 件数

| | |
|----|------|
| 議案 | 63 件 |
| 報告 | 11 件 |
| 合計 | 74 件 |

2 内訳

(1) 議案（63 件）

- ①平成 29 年度当初予算案（17 件） ⇒ 議案第 1 号～議案第 17 号
- ②平成 28 年度補正予算案（16 件） ⇒ 議案第 18 号～議案第 33 号
- ③辺地に係る総合整備計画の策定（2 件） ⇒ 議案第 34 号・議案第 35 号
- ④辺地に係る総合整備計画の変更（1 件） ⇒ 議案第 36 号
- ⑤議決事項の一部変更（工事委託契約）（1 件） ⇒ 議案第 37 号
- ⑥特定事業契約の締結（1 件） ⇒ 議案第 38 号
- ⑦市道路線の廃止（1 件） ⇒ 議案第 39 号
- ⑧市道路線の認定（1 件） ⇒ 議案第 40 号
- ⑨包括外部監査契約の締結（1 件） ⇒ 議案第 41 号
- ⑩条例案（22 件） ⇒ 議案第 42 号～議案第 63 号

(2) 報告（11 件）

- ①専決処分報告（11 件） ⇒ 報告第 1 号～報告第 11 号
 - ・ 訴訟上の和解（1 件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（10 件）

3 議案の概要

平成29年度当初予算案（17件）

《一般会計》

議案第1号 平成29年度宮崎市一般会計予算案 【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第2号 平成29年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計予算案

議案第3号 平成29年度宮崎市国民健康保険特別会計予算案

議案第4号 平成29年度宮崎市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第5号 平成29年度宮崎市公園墓地特別会計予算案

議案第6号 平成29年度宮崎市卸売市場特別会計予算案

議案第7号 平成29年度宮崎市用地取得特別会計予算案

議案第8号 平成29年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算案

議案第9号 平成29年度宮崎市介護保険特別会計予算案

議案第10号 平成29年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計予算案

議案第11号 平成29年度宮崎市宅地造成事業特別会計予算案

議案第12号 平成29年度宮崎市公債管理特別会計予算案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第13号 平成29年度宮崎市水道事業会計予算案

議案第14号 平成29年度宮崎市工業用水道事業会計予算案

議案第15号 平成29年度宮崎市公共下水道事業会計予算案

議案第16号 平成29年度宮崎市農業集落排水事業会計予算案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第17号 平成29年度宮崎市田野病院事業会計予算案

【保健医療課】

別添「平成29年度当初予算案のポイント」「平成29年度当初予算案の概要」のとおり

平成28年度補正予算案（16件）

《一般会計》

議案第18号 平成28年度宮崎市一般会計補正予算（第6号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第19号 平成28年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第3号）案

議案第20号 平成28年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第21号 平成28年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案

議案第22号 平成28年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第2号）案

議案第23号 平成28年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第2号）案

議案第24号 平成28年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第25号 平成28年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第26号 平成28年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第27号 平成28年度宮崎市公債管理特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第28号 平成28年度宮崎市水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第29号 平成28年度宮崎市簡易水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第30号 平成28年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第31号 平成28年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第4号）案

議案第32号 平成28年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第33号 平成28年度宮崎市田野病院事業会計補正予算（第1号）案

【保健医療課】

別添「平成28年度3月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

堀口辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇総合整備計画書の内容

- (1) 概況 人口 62人 面積 3.6km²
- (2) 位置 田野町乙字 鷹ノ巣、大松ケ尾、弓場ノ後、鳶ノ巣、下尾谷、
地蔵原、中野、蛇ヶ谷、豆野
(地域の中心の位置 田野町乙11890番地1)
- (3) 辺地度点数 166点
- (4) 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで(単位:千円)

| 施設名 | 事業 主体名 | 事業費 | 財源内容 | | 一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額 |
|-----|-----------|--------|------|--------|----------------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 市道 | 宮崎市 | 65,000 | | 65,000 | 65,000 |
| 合計 | | 65,000 | | 65,000 | 65,000 |

◇提案理由

灰ヶ野辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇総合整備計画書の内容

(1) 概況 人口 65人 面積 0.9km²

(2) 位置 田野町乙 字 灰ヶ野、堀ノ下

(地域の中心の位置 田野町乙12763番地6)

(3) 辺地度点数 152点

(4) 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで(単位:千円)

| 施設名 | 事業 主体名 | 事業費 | 財源内容 | | 一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額 |
|-----|-----------|--------|------|--------|----------------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 市道 | 宮崎市 | 80,000 | | 80,000 | 80,000 |
| 合計 | | 80,000 | | 80,000 | 80,000 |

◇提案理由

和石辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

平成28年3月定例会（議案第35号）で可決された「和石辺地に係る総合整備計画」

について、^{よれしひがし}和石東1号線（^{よれしばし}和石橋）の橋梁整備を追加するもの。

※事業費 変更前 80,000千円
 変更後 105,000千円

◇総合整備計画書（第一次変更）の内容

- (1) 概況 人口 90人 面積 2.7km²
- (2) 位置 高岡町内山 字 西山、東和石、西和石、徳右衛門釜、八ノ久保、
 水神迫、入込、小屋尾、立石、前田
 （地域の中心の位置 高岡町内山3621番地）
- (3) 辺地度点数 132点
- (4) 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度まで（単位：千円）

| 施設名 | 事業主体名 | 事業費 | 財源内容 | | 一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額 |
|-----|-------|---------|------|---------|----------------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 市道 | 宮崎市 | 105,000 | | 105,000 | 105,000 |
| 合計 | | 105,000 | | 105,000 | 105,000 |

◇提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された事項の一部を変更いたしたく、本案を提出するもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 248,549,040円」を
「3 契約の金額 180,362,160円」に変更する。
(68,186,880円の減額)

◇変更理由

- 1 施工工程及び工法の見直しにより、掘削後の仮設法面保護工が不要となったことによる減額
- 2 国土交通省の工事発注に伴い、入札残額が発生したことによる減額

※議決内容（平成28年6月定例会 議案第76号）

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）整備事業に伴う右岸側橋台（A2橋台）
新築工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 248,549,040円
- 4 契約の相手方 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
国土交通省 九州地方整備局
契約担当官
九州地方整備局長 小平田 浩司

◇提案理由

特定事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の目的

宮崎市公設浄化槽整備推進事業

◇契約の方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

◇契約の金額

2,376,000,000円

◇契約の相手方

宮崎市日ノ出町253番地

PFI浄化槽宮崎株式会社

代表取締役 石川 武則

◇事業の概要

1 主な内容

(1) 整備区域における宮崎市公設合併処理浄化槽条例に基づく公設合併処理浄化槽の設置業務

(2) 本事業で設置される浄化槽及び既に公設合併処理浄化槽事業として設置された30人槽までの浄化槽の維持管理業務

2 整備区域 市内全域（公共下水道事業計画区域及び農業集落排水施設の処理区域を除く）

3 契約期間 平成29年4月1日から平成39年3月31日まで（10年間）

◇提案理由

当該路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止路線合計

| | | | |
|----------|------------|------|----------|
| (1) 事業関係 | | | |
| | 吉村通線整備事業ほか | 3 路線 | 2,356.0m |
| | 計 | 3 路線 | 2,356.0m |

◇提案理由

一般の交通の用に供するため、当該路線を市道に認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出するもの。

◇認定路線合計

| | | | |
|----------|------------|-------|----------|
| (1) 事業関係 | | | |
| | 吉村通線整備事業ほか | 13 路線 | 6,313.2m |
| | (2) 開発行為関係 | 11 路線 | 1,003.6m |
| | (3) 地元申請関係 | 5 路線 | 658.2m |
| | 計 | 29 路線 | 7,975.0m |

◇提案理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の概要

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| (2) 契約の始期 | 平成 29 年 4 月 1 日 |
| (3) 契約の金額 | 10,270,000 円を上限とする額 |
| (4) 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告書提出後一括払い |
| (5) 契約の相手方 | 弁護士 |

議案第42号から議案第63号まで 条例案（22件）

議案第42号 宮崎市事務分掌条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

分掌事務の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

分掌事務について（第2条）

- （1） 総務部 「庁舎に関する事項」を追加する。
- （2） 地域振興部 「スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）」を観光商工部へ移管する。
- （3） 福祉部 「母子の保健に関する事項」を追加する。

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第43号 宮崎市個人情報保護条例等の一部改正について【総務法制課・情報政策課】

◇提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 「宮崎市個人情報保護条例」の一部改正（第1条）

マイナンバー法の改正に伴い、関係条文の条ずれの改正を行う。

2 「宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の一部改正（第2条）

個人情報を訂正した場合の通知先に「条例事務関係情報照会者」及び「条例事務関係情報提供者」を追加する。

3 「宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の一部改正（第3条）

マイナンバー法の改正に伴い、関係条文の号ずれの改正を行う。

◇施行期日

平成29年5月30日

◇提案理由

地方公務員法第26条の2の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 修学部分休業の承認（第2条）

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、教育施設における修学のため、当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 修学部分休業の期間（第3条）

修学部分休業の期間は、最長で2年とする。

3 教育施設（第4条）

修学部分休業の対象となる教育施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (3) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (4) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (5) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの

4 修学部分休業取得中の給与（第8条）

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間に応じて、給与を減額して支給する。

◇施行期日

平成29年4月1日

◇提案理由

地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 高齢者部分休業の承認（第2条）

任命権者は、55歳以上の職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の申請理由その他の事情を考慮した上で、当該職員の定年退職日までの期間中、当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 高齢者部分休業取得中の給与（第6条）

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間に応じて、給与を減額して支給する。

◇施行期日

平成29年4月1日

◇提案理由

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 自己啓発等休業の承認（第2条）

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業を承認することができる。

2 自己啓発等休業の期間（第3条）

自己啓発等休業の期間は、次のとおりとする。

- (1) 大学等課程の履修のための休業 最長2年（任命権者が定める場合は3年）
- (2) 国際貢献活動のための休業 最長3年

3 大学等教育施設（第4条）

自己啓発等休業の対象となる大学等課程の履修を行う教育施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) (1) 及び (2) に掲げる教育施設に相当する外国の大学
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの

4 奉仕活動（第5条）

自己啓発等休業の対象となる国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（国際貢献活動）は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) (1) に掲げるもののほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

◇施行期日

平成29年4月1日

◇提案理由

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 配偶者同行休業の承認（第2条）

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 配偶者同行休業の期間（第3条）

配偶者同行休業の期間は、最長で3年とする。

3 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由（第4条）

配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、次のとおりとする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（（1）及び（2）に該当するものを除く。）

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第48号 宮崎市職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 【人事課・上下水道局 管理部 総務課】

◇提案理由

宮崎市職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 「宮崎市職員定数条例」の一部改正（第1条）

自己啓発等休業及び配偶者同行休業をしている職員を職員の定数に含まないものとする。

2 「宮崎市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正（第2条）

3 「宮崎市上下水道局職員の給与の種類及び基準を定める条例」の一部改正（第3条）

2及び3について、休業中の職員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 職員が修学部分休業及び高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間に応じて、給与を減額して支給する。
- (2) 職員が自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認を受けて勤務しない期間は、給与を支給しない。

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第49号 宮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 【人事課(健康支援課)】

◇提案理由

小児慢性特定疾病審査会委員の報酬及び費用弁償を定めるため。

◇主な内容

小児慢性特定疾病審査会委員の報酬（日額10,000円）及び費用弁償を定める。

◇施行期日

平成29年4月1日

◇提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る改正（第1条）

一定の環境性能を有する軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両に対する軽自動車税の現行の税率軽減措置を1年間延長し、平成29年度まで適用する。具体的には、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽自動車（三輪・四輪乗用・四輪貨物で新車に限る。）のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両に対して、平成29年度分の軽自動車税の税率を軽減する。

2 法人市民税法人税割の税率引下げの施行日の変更に係る改正（第2条）

平成28年度税制改正による地方税法の改正に伴い一部改正を行った法人市民税法人税割の税率引下げの改正規定の施行日（平成29年4月1日）を、平成31年10月1日に変更する。

◇施行期日

平成29年4月1日（2は公布の日）

◇提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、手数料の新設を行う等のため。

◇主な内容

建築物エネルギー消費性能向上確保計画（変更）の判定及び完了検査に係る手数料を新設する。

| 手数料の 名称 | 手数料の額 | | |
|---|---|----------------------|---------|
| | 建築物1棟につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| | | 適合義務対象部分の床面積（㎡） | 金額（円） |
| 建築物に 関する完 了検査手 数料 | 建築物エネルギー消費性能 基準に係る検査を行う必要 がある場合（基本額（現行 の手数料）に加算） | 500 以内 | 4,000 |
| | | 500 を超え 1,000 以内 | 6,000 |
| | | 1,000 を超え 2,000 以内 | 8,000 |
| | | 2,000 を超え 10,000 以内 | 17,000 |
| | | 10,000 を超え 50,000 以内 | 31,000 |
| | | 50,000 超 | 49,000 |
| 建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 適合性判 定手数料 | 標準入力法・主要室入力法 により審査する場合 | 300 以上 2,000 未満 | 358,000 |
| | | 2,000 以上 5,000 未満 | 510,000 |
| | | 5,000 以上 10,000 未満 | 628,000 |
| | | 10,000 以上 25,000 未満 | 742,000 |
| | | 25,000 以上 | 846,000 |
| | モデル建物法により審査す る場合 | 300 以上 2,000 未満 | 142,000 |
| | | 2,000 以上 5,000 未満 | 230,000 |
| | | 5,000 以上 10,000 未満 | 300,000 |
| | | 10,000 以上 25,000 未満 | 360,000 |
| | | 25,000 以上 | 422,000 |
| 建築物エ ネルギー 消費性能 確保変更 計画適合 性判定等 手数料 | 床面積 を増加 しよう とする 変更 | 300 未満 | 221,000 |
| | | 300 以上 2,000 未満 | 358,000 |
| | | 2,000 以上 5,000 未満 | 510,000 |
| | | 5,000 以上 10,000 未満 | 628,000 |
| | | 10,000 以上 25,000 未満 | 742,000 |
| | 標準入力法・主要 室入力法により審 査する場合 | 25,000 以上 | 846,000 |
| | | 300 未満 | 85,000 |
| | | 300 以上 2,000 未満 | 142,000 |
| | | 2,000 以上 5,000 未満 | 230,000 |
| | | 5,000 以上 10,000 未満 | 300,000 |
| モデル建物法によ り審査する場合 | 10,000 以上 25,000 未満 | 360,000 | |
| | 25,000 以上 | 422,000 | |

| | | | | |
|--------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|---------|
| | 床面積を増加しようとする変更以外の変更 | 標準入力法・主要室入力法により審査する場合 | 300 以上 2,000 未満 | 179,000 |
| | | | 2,000 以上 5,000 未満 | 255,000 |
| | | | 5,000 以上 10,000 未満 | 314,000 |
| | | | 10,000 以上 25,000 未満 | 371,000 |
| | | モデル建物法により審査する場合 | 25,000 以上 | 423,000 |
| | | | 300 以上 2,000 未満 | 71,000 |
| | | | 2,000 以上 5,000 未満 | 115,000 |
| | | | 5,000 以上 10,000 未満 | 150,000 |
| | | 10,000 以上 25,000 未満 | 180,000 | |
| | | 25,000 以上 | 211,000 | |
| ◇施行期日 平成29年4月1日 | | | | |

議案第52号 宮崎市公民館条例の一部改正について

【地域コミュニティ課】

◇提案理由

宮崎市大久保学習センターの用途廃止を行うため。

◇主な内容

(仮称)清武地区公立公民館建設事業による建替えに伴い、宮崎市大久保学習センター(宮崎市清武町今泉甲2694番地3)を廃止する。

◇施行期日

平成29年6月1日

議案第53号 宮崎市障がい者体育センター条例の一部改正について

【障がい福祉課】

◇提案理由

附属設備及び備品の使用料について、規則で定めることとするため。

◇主な内容

放送設備及び備品の使用料について定めている項目を別表から削除する。

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第54号 宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について 【介護保険課】

◇提案理由

介護保険法等の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

1 「宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正（第1条）

「地域密着型通所介護」についての基準を定める。（経過措置により、条例で当該基準を定めるまでの間は、省令で定める基準をもって、条例で定められた基準とみなされていた。）

2 「宮崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正（第2条）

3 「宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例」の一部改正（第3条）

4 「宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項及び第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例」の一部改正（第4条）

5 「宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正（附則第2項）

6 「宮崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例」の一部改正（附則第3項）

2から6までは、省令の規定を引用していた部分について、1の改正で新設した条例の規定を引用する改正等を行う。

◇施行期日

平成29年3月31日

◇提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 賃金及び工賃（第180条）

- (1) 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない（第2項）。
- (2) 賃金及び工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない（第6項）。

2 運営規程（第184条の2）

指定就労継続支援A型事業所ごとに定めておかなければならない運営規程に関する規定を新設する。

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第56号 宮崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 【障がい福祉課】

◇提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 運営規程（第71条の2）

就労継続支援A型事業所ごとに定めておかなければならない運営規程に関する規定を新設する。

2 賃金及び工賃（第79条）

就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない（第2項）。

◇施行期日

平成29年4月1日

◇提案理由

小規模給水施設の設置、供給条件等について必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 趣旨（第1条）

宮崎市小規模給水施設の設置並びに給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正な保持に関する事項（以下「供給条件等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 設置（第2条）

生活用水その他の浄水を市民に供給するため、宮崎市小規模給水施設（以下「小規模給水施設」という。）を設置する。

3 名称等（第3条）

(1) 小規模給水施設の名称、給水区域及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

| 名称 | 給水区域 | 1日最大給水量 |
|-----------|------------------------|-------------------------|
| 天神小規模給水施設 | 宮崎市田野町乙のうち 市長が定める区域 | 3立方メートルの範囲内で 市長が定める量 |
| 持田小規模給水施設 | 宮崎市田野町甲のうち 市長が定める区域 | 1立方メートルの範囲内で 市長が定める量 |

(2) 市長は、給水区域及び1日最大給水量を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

4 供給条件等（第4条）

小規模給水施設の供給条件等については、宮崎市水道事業給水条例の例による。

◇施行期日

平成29年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第58号 宮崎市公設合併処理浄化槽条例の一部改正について

【廃棄物対策課】

◇提案理由

公設合併処理浄化槽を設置する住宅の範囲を変更する等のため。

◇主な内容

市が公設合併処理浄化槽を設置する住宅について、居住の用に供する建物と定義していたものを、個人が自己の居住の用に供する建築物と定義し直す。
浄化槽の処理人員を50人から30人に変更する。

◇施行期日

平成29年7月1日（経過措置の規定あり）

議案第59号 宮崎市立集会所条例の廃止について

【工業政策課】

◇提案理由

宮崎市立緑ヶ丘集会所及び宮崎市立飛江田集会所の用途廃止を行うため。

◇主な内容

宮崎市立緑ヶ丘集会所（宮崎市大字赤江字飛江田1485番地1）及び宮崎市立飛江田集会所（宮崎市大字赤江字飛江田651番地2）を廃止する。

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第60号 宮崎市森林公園条例の一部改正について

【森林水産課】

◇提案理由

椿山キャンプ場の用途廃止を行うため。

◇主な内容

宮崎市椿山森林公園（宮崎市大字鏡洲4343番地1）のキャンプ場を廃止する。

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第61号 宮崎市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

【上下水道局 水道部 水道整備課】

◇提案理由

簡易水道事業を廃止するため。

◇主な内容

1 水道事業への統合等による簡易水道事業（飲料水供給施設を含む。）の廃止
簡易水道事業（飲料水供給施設を含む。）の規定について削除する。

2 その他（附則による改正）

- (1) 「宮崎市水道事業給水条例」の一部改正
- (2) 「宮崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例」の一部改正

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第62号 宮崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

【上下水道局 下水道部 下水道整備課】

◇提案理由

宮崎市跡江地区農業集落排水処理施設の用途廃止を行うため。

◇主な内容

1 宮崎市跡江地区農業集落排水処理施設の用途廃止
別表に規定している宮崎市跡江地区農業集落排水処理施設の名称と位置を削除する。

2 その他（附則による改正）

「宮崎市下水道条例」及び「宮崎市公共下水道事業分担金徴収条例」に、1の用途廃止に伴う経過措置を設ける。

◇施行期日

平成29年4月1日

議案第63号 宮崎市消防団員の任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正について 【消防局 総務課】

◇提案理由

消防団員の任用の要件を変更する等のため。

◇主な内容

本市に居住する者に加えて、本市の区域内に勤務する者及び通学する者も任用できることとする。

◇施行期日

平成29年4月1日

4 報告の概要

報告第1号～報告第11号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 訴訟上の和解についての専決処分

報告第1号 専決処分の報告について

【人事課】

◇事件の表示

宮崎地方裁判所 平成28年(ワ)第89号 損害賠償請求事件

◇請求の要旨

- 1 被告市及び乙は、原告甲に対し、連帯して慰謝料等の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告市及び乙の負担とする。

◇事件の概要

平成24年10月頃から同25年2月までの間、市の職員である乙が職場において、同僚の職員である甲に対してセクシュアル・ハラスメントを行い、甲に精神的苦痛等の損害が生じた。

◇和解の内容

- 1 原告甲は、被告市に対するその余の請求及び本件に関し和解日以降に発生する可能性のある各損害（後遺障害による各損害を含む。）に係る被告市に対する損害賠償請求権を放棄する。
- 2 原告甲及び被告市は、原告甲と被告市との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 3 被告市及び被告乙は、被告市と被告乙との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第2号～報告第11号 専決処分の報告について

| | |
|----------------|--|
| 【報告第2号】 | 【国保収納課】 |
| 《事故の概要》 | 市の原動機付自転車と甲の小型自動車が衝突し、市の原動機付自転車が転倒した際、停車中の乙の普通自動車に接触し、市、甲及び乙の車両破損が生じたもの。 |
| 《事故発生日》 | 平成28年8月1日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市松橋2丁目41番先道路上 |
| 《損害賠償額》 | 車両損害に係る賠償 2,574円（市が甲に対して） 車両損害に係る賠償 20,148円（市が乙に対して） |
| 《過失の割合》 | 市30%、甲70%、乙0% |
| 【報告第3号】 | 【社会福祉課】 |
| 《事故の概要》 | 市の軽自動車と相手方の軽自動車が接触し、双方の車両破損が生じたもの。 |
| 《事故発生日》 | 平成28年10月31日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市橘通東1丁目5番8号先交差点内 |
| 《損害賠償額》 | 車両損害に係る賠償 30,341円（相手方が市に対して） |
| 《過失の割合》 | 市50% 相手方50% |
| 【報告第4号】 | 【社会福祉課】 |
| 《事故の概要》 | 相手方の運転する軽自動車に市の軽自動車が追突し、相手方の人身傷害が生じたもの。 |
| 《事故発生日》 | 平成28年11月9日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市大字恒久895番地2先道路上 |
| 《損害賠償額》 | 人身傷害に係る賠償 90,158円（市が相手方に対して） |
| 【報告第5号】 | 【健康支援課】 |
| 《事故の概要》 | 市の軽自動車が相手方のブロック塀に接触し、ブロック塀の一部が破損したもの。 |
| 《事故発生日》 | 平成28年10月25日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市吉村町今村甲4193番地 |
| 《損害賠償額》 | 損害に係る賠償 27,000円（市が相手方に対して） |
| 《過失の割合》 | 市100% |

| | |
|----------------|--|
| 【報告第6号】 | 【道路維持課】 |
| 《事故の概要》 | 相手方が自転車で走行中に、歩道の側溝の蓋の隙間に前輪がはまって転倒し、相手方の人身傷害及び車両破損が生じたもの。 |
| 《事故発生日》 | 平成28年9月30日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市大字本郷北方2294番地1先道路上 |
| 《損害賠償額》 | 人身傷害に係る賠償 1,440円（市が相手方に対して） 車両損害に係る賠償 12,000円（市が相手方に対して） |
| 《過失の割合》 | 市80%、相手方20% |
| 【報告第7号】 | 【佐土原総合支所 農林水産課】 |
| 《事故の概要》 | 市が所有する用水路からあふれた水が流入したことにより、地盤が緩むなどし、相手方のブロック塀が倒壊したもの。 |
| 《事故発生日》 | 平成28年9月19日頃 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市佐土原町東上那珂15915番地2 |
| 《損害賠償額》 | 損害に係る賠償 554,850円（市が相手方に対して） |
| 《過失の割合》 | 市100% |
| 【報告第8号】 | 【教育委員会 企画総務課】 |
| 《事故の概要》 | 仮設駐輪場付近の駐車場に駐車していた相手方の軽自動車に、同駐輪場の自転車が倒れて当たり、相手方の車両破損が生じたもの。 |
| 《事故発生日》 | 平成28年7月28日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市大字本郷南方5460番地 市立本郷中学校敷地内 |
| 《損害賠償額》 | 車両損害に係る賠償 110,000円（市が相手方に対して） |
| 《過失の割合》 | 市100% |
| 【報告第9号】 | 【人事課】 |
| 《事故の概要》 | 市職員の運転する原動機付自転車に相手方の軽自動車が追突し、市職員の人身傷害が生じたもの。 |
| 《事故発生日》 | 平成25年4月30日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市大工2丁目2番地先道路上 |
| 《損害賠償額》 | 人身傷害に係る賠償 729,624円（相手方が市に対して） （地方公務員災害補償法の規定に基づき、市が代位取得した市職員の相手方に対する人身傷害に係る損害賠償請求権） |
| 《過失の割合》 | 市職員50%、相手方50% |

【報告第10号】**【教育委員会 企画総務課】**

《事故の概要》 駐車中の相手方の軽自動車に市立中学校の生徒が部活動中に打った野球ボールが当たり、相手方の車両破損が生じたもの。

《事故発生日》 平成28年6月11日

《事故の場所》 宮崎市佐土原町下田島20305番地12 市立広瀬中学校敷地内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 96,973円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%

【報告第11号】**【教育委員会 企画総務課】**

《事故の概要》 市がせん定した木の枝が駐車中の相手方の普通自動車の上に落下し、相手方の車両破損が生じたもの。

《事故発生日》 平成28年10月13日

《事故の場所》 宮崎市橘通西5丁目6番37号 市立江平小学校敷地内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 175,000円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%